

公立大学法人岩手県立大学奨学寄附金取扱規程

平成 18 年 3 月 29 日

規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）が岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学宮古短期大学部（以下「大学」という。）において、学術研究に要する経費、教育研究の奨励を目的とする経費等に充てるべきものとして受け入れる寄附金及び有価証券（以下「奨学寄附金」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 奨学寄附金は、次に掲げる経費に充てることを目的として受入れるものとする。

- (1) 学生に貸与又は給付する学資
- (2) 学生に貸与又は給付する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) その他法人が実施する事業の推進を目的とする経費

(条件)

第 3 条 奨学寄附金を受け入れるに当たって寄附者が付することのできる条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 貸与又は給付する学生の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) その他教育又は学術研究上支障を生ずる恐れがないと認められる次に掲げる条件等
 - ア 奨学寄附金によって研究した成果の簡単な報告を行うこと。
 - イ 奨学寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
 - ウ 寄付目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

2 奨学寄附金を受け入れるに当たって寄附者が付することのできない条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに準ずる権利等を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) その他教育又は学術研究上支障を生ずるおそれがあると認められる条件

(寄附の申込み)

第 4 条 奨学寄附金の寄附申込みは、奨学寄附金申込書（様式第 1 号）により行うものとする。

(受入れの決定)

第5条 前項の申込みがあったときは、その寄附金の受入れ等について理事長が受入れを適当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

2 理事長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、奨学寄附金受入通知書(様式第2号)により寄附者に通知するとともに、奨学寄附金の納入に関する手続きを行うものとする。

(奨学寄附金の使途の変更)

第6条 理事長は、必要に応じ、奨学寄附金の使途の変更をすることができるものとする。

2 理事長は、前項の変更等を行うときは、あらかじめ当該寄附者の同意を得なければならない。

(研究助成団体等の助成金)

第7条 本学の教員の申請により民間の研究助成団体等の助成決定を受けたもので、当該助成金等を用い、本学の教員が本学の施設・設備等を使用し、本務として教育研究を行う場合は、当該助成金を研究助成団体等又は教員が本学へ寄附するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

この規程は、平成18年3月29日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

奨学寄附金申込書

平成 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

寄附者

住所

氏名

下記のとおり寄附を申し込みします。

記

1 金額 円

2 目的

3 条件

4 備考

平成 年 月 日

様

公立大学法人岩手県立大学理事長

奨学寄附金受入通知書

平成 年 月 日付けでお申し込みいただきました本学に対する奨学寄附金につきましては、下記のとおりお受けしますので、御通知申し上げます。

つきましては、下記4の口座に寄附金をお振り込みいただきますようお願い申し上げます。

記

1 寄附の目的

2 寄附の条件

3 寄附金額 金 円

4 納入の方法 口座振込みによる
銀行名 岩手銀行県庁支店
口座名義 公立大学法人岩手県立大学理事長
口座種類 普通預金
口座番号